

## 『関西社会福祉研究』投稿・執筆要領

1. 本誌に投稿を希望する筆頭著者は、日本社会福祉学会関西地域ブロック会員、または、関西社会福祉学会の会員でなければならない。
2. 投稿原稿の種類は、論文、その他（実践報告、調査報告等）とする。
3. 原稿は未発表であること。多重投稿は禁止する。
4. 投稿の締め切りは、8月末日とする。
5. 印刷した原稿とCD-R等の電子媒体を別に定めた送付先に送る。原稿と電子媒体の返却はしない。原稿提出の際に本誌にある投稿チェックリスト（原稿添付用）に記入し、併せて提出すること。コピーに記入しても、同じ内容の書類を作成してもよい。提出がない場合は、受け付けない。
6. 投稿原稿は、図表・注・引用文献を含めて20,000字程度とする（A4横書き、40字×40行）。
7. 投稿原稿は1編ごとに独立完結したものとして扱う。したがって、タイトルに「上・下」や「1・2」等をつけない。
8. 印刷した原稿は3部提出する。
9. 印刷した原稿に3枚の表紙をつける。
  - (1) 本文にはタイトル（英文タイトル併記）のみを記載すること。所属、氏名、会員番号は記載しない。
  - (2) 表紙の1枚目には、①タイトル、②原稿の種類、③所属、氏名（連名の場合には全員ローマ字併記）、④会員番号、⑤連絡先を記入する。原稿の種類は、①論文、②その他（内容を明記）とする。
  - (3) 表紙の2枚目には、和文抄録（400字以内）とキーワード（5語以内）を記載する（無記名）。
  - (4) 表紙の3枚目には、英文抄録（200語以内）と英文キーワード（5語以内）を記載する（無記名）。
10. 日本語表記の句読点は「、」「。」を使用する。
11. 年号は原則として西暦を使用する。
12. 注は、末尾にまとめ、本文中の注は上付きで、通し番号とする。
13. 文献表記は、文献リストを活用する方式、あるいは、注に表記する方式のいずれかとする。

14. 原稿に利用したデータや事例等について、研究倫理上必要な手続きを経ていることを明記すること。また、記述においてプライバシーの侵害をしないこと。
15. 投稿原稿の査読は、執筆者等を匿名にて行うため、文献の表記の際には「筆者」等とせず、氏名による表記とする。
16. 査読による修正の要請に対しては、修正した箇所を明示するとともに、対応の内容について編集委員会宛に回答すること。
17. 投稿原稿掲載の可否は、編集委員会が決定する。
18. 掲載される原稿について、著作権のうち、複製権、翻訳権、公衆送信・伝達権については、関西社会福祉学会に譲渡する。なお、著者自身による複製（出版を含む）、翻訳、公衆送信・伝達については、これを許諾する。
19. 機関誌発行上の懸案事項については編集委員会で検討する。
20. 本規定の変更は編集委員会で検討し、理事会の議決を経なければならない。

#### 附則

1. この規定は、2014年5月1日より施行する。
2. この規定は、2014年6月30日より施行する。（①機関誌名称、②5,10,15,17条の文言）
3. この規定は、2016年2月18日より施行する。（投稿チェックリスト等）

#### 【原稿等の送付先、および、機関誌に関する問い合わせ】

〒615-0052 京都市右京区西院清水町13

協和印刷株式会社 『関西社会福祉研究』担当

TEL (075) 312-4010 / FAX (075) 312-4011 (『関西社会福祉研究』担当)

メールアドレス [kansaifukushi@tune.ocn.ne.jp](mailto:kansaifukushi@tune.ocn.ne.jp)